

2年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R2. 7. 27	R2. 8. 7	住民訴訟事件判決書 (ただし、原告の氏名及び住所を除く)	65	1					1											・当該判決に係る事件番号を記載した部分。当該事項は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 ・証人の姓を記載した部分。当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7号第2号）。 ・被告補助参加人の住所を記載した部分。当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7号第2号）。	中央卸売市場 管理部総務課
2	R2. 7. 28	R2. 8. 11	住民訴訟事件判決書 (ただし、個人情報等非開示部分を除く)	68	1																—	中央卸売市場 管理部総務課
3	R2. 8. 8	R2. 8. 21	・株式会社〇〇の市場施設使用指定申請書及び市場施設使用指定書（令和2年6月20日付31中大市第234号） ・株式会社〇〇の市場施設使用指定申請書（令和2年6月20日付31中大市第234号） ・株式会社〇〇に関する市場施設使用指定（許可）台帳 ・市場施設の使用指定（許可）について（青果仲卸一斉更新）（平成31年3月12日付30中大市1038号）	10	1																—	中央卸売市場 大田市場市場 管理課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。